川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザル実施要項

1 目的

令和9年4月開校予定である川柳中学校の体育着・ジャージの導入を行うため、広く提案を募集し、デザイン決定や導入後の運用等で、川柳中学校学用品検討委員会(以下「検討委員会」という。)の支援を行う体育着・ジャージ製造に関わるメーカーを選定する。

2 方針等

(1) 選定に関する考え方

- ・令和9年4月に開校する川柳中学校の体育着・ジャージを選定する。導入は令和9年度新入 学生からとする。
- ・「中学校の学用品についてのアンケート調査結果」を鑑み提案すること。
- ・メーカーからの提案を受けるものとする。仕様決定にあたり、検討委員会で協議した上で決 定するとともに、関係小中学校の児童生徒とその保護者等に意見聴取する。

(2)検討委員会の学用品選定方針

- ・方針 1 機能性が高いものを積極的に採用する
- ・方針2 耐久性が高いものを積極的に採用する
- ・方針3 価格が安いものを積極的に採用する
- ・方針4 素材・品質は現代の子どもたちに合ったものを積極的に採用する
- ・方針5 デザインについては、方針1~4を満たすことができるものとする

3 事業内容と全体スケジュール

(1) 事業内容

- ①体育着・ハーフパンツ・ジャージ上下のデザイン案の作成及び決定
- ②体育着・ハーフパンツ・ジャージ上下のデザイン案の選定の支援
- ③制服及び学用品のお披露目会の支援
- ④体育着・ハーフパンツ・ジャージ上下の導入に向けた製造及び販売の準備と販売店への周知と調整

(2) 全体スケジュール

令和7年 9月 体育着・ジャージのプロポーザルの実施

令和8年 2月 体育着・ジャージの仕様の最終決定

4月 販売店等への説明

10月 体育着・ジャージのお披露目会実施

11月~ 体育着・ジャージ製造、販売店へ納品

令和9年 4月 体育着・ジャージの導入開始

※移行期間は設けず、光陽中学校の体育着・ジャージの着用を可能とする。ただし、販売は新 体育着・新ジャージのみとする。

(3) 学校概要

学校名:越谷市立川柳中学校 住所:越谷市川柳町1-198

※令和9年4月入学予定生徒数:177人

※〈参考1 小中一貫校設立に向けた学園構想〉、〈参考2 川柳中学校の所在地〉を別途参 照すること

4 選定日程等

(1) プロポーザルに係るスケジュール

令和7年 8月 1日(金) ホームページ等による周知

8月 8日(金) 質問締切(17時必着)

8月18日(月)~22日(金) 質疑回答

9月 5日(金) 参加申し込み締切

9月16日(火)~19日(金) 企画提案書提出

(9月19日17時必着)

9月26日(金)

メーカープロポーザル

10月初旬

選考結果通知発送

(2)質疑の受付と回答

①質問書の受付

本要項に関して疑義がある場合は、質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、 次のとおり提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。

- ア 受付期間 令和7年8月1日(金)~令和7年8月8日(金)17時まで
- イ 提出先 越谷市教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室
- ウ 提出方法 電子メール (gakumu@city.koshigaya.lg.jp)

②質問書に対する回答

- ア 回答期間 令和7年8月18日(月)~令和7年8月22日(金)
- イ 回答方法 質問した事業者に対し、その質問への回答を電子メールにより行う。また、 全ての質問とその回答は一覧にしてホームページに掲載する。
- ウ 留意事項 ・本回答をもって、実施要項の内容が加除・修正されたものとみなす。
 - ・質疑と回答は1事業者1回限りとする。

5 プロポーザルへの参加申し込みと企画提案書等の提出

(1) プロポーザルへの参加申し込み

川柳中学校の体育着・ジャージの選定プロポーザルに参加する場合は、参加表明書(様式第 2号)に必要事項を記載し、次のとおり提出すること。

- ① 受付期間 令和7年8月25日(月)~令和7年9月5日(金)17時まで
- ② 提出先 越谷市教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室
- ③ 提出方法 郵送または持参

(2) 企画提案書等の提出

プレゼンテーション時の資料として、次のとおり企画提案書を12部(原本1部、写し11 部)提出すること。

① 提案書の提出

提出書類	様式、作成上の留意点等					
企画提案書	A4版10ページ以内で下記の要点に基づき作成すること。様式に					
	意だが、A4版縦、左綴じとすること。ただし、資料等でA3版横3					
	つ折りは可とする。					
	【要点】①作製メーカーとなった場合の企画提案					
	・企業の特徴(提供できる商品の特徴や長所)					
	・基本方針やアンケート調査結果等を踏まえ、どのよう					
	に検討委員会の要望等を取り入れて反映していくのか。					
	・要望を満たした上で、メーカーとしてどのような企画やア					
	フターサービスが行えるか。					
	②購入単位ごとの販売想定税込価格					
	③その他アピールポイント					

※作成上の留意点

- ・提案内容は「2 方針等」や関連資料の内容を踏まえて提案すること。
- ・A4版については両面印刷可、記載方法や要点の順番は問わない。
- ・記載内容については、明瞭かつ具体的に、かつ専門知識を有しない者に対して配慮した ものにすること。
- ・専門用語や略語について、初出の箇所にて定義や説明を記述すること。
- ・ページ番号を記載すること。
- ・文字のフォントは制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。

② サンプルの提示

体育着・ハーフパンツの1セット及びジャージ上下1セットのマネキン2体とする。

- ※プレゼンテーション当日、会場まで持参
- ※体育着の生地素材がどれくらい透けにくいかを実演していただきます。
- ③ 受付期間 令和7年9月16日(火)~令和7年9月19日(金)17時まで
- ④ 提出先 越谷市教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室
- ⑤ 提出方法 持参または郵送

6 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書等(サンプルを含む本プロポーザルに係る資料として提出されたもの) に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日時等
- ① 日 時 令和7年9月26日(金)
- ② 場 所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
- ※順番は提出順として、時間帯は別途連絡する。

(2) 所要時間

- ①入室・準備 5分
- ②企画提案書等に基づくプレゼンテーション

5者未満及び5者の場合:20分 6者の場合:15分 7者の場合:10分

8者の場合:10分

③質疑応答 5分

(3) 出席者数

事業者1社につき3名以内とする。

(4) その他

- ①プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に記載された文章、図、イラスト等及びサン プルの範囲内で行うこととし、追加資料の配布・使用は認めない。
- ②机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター(HDMI ケーブル含む)は当検討委員会が用意 する。ただし、パソコンは事業者側で持参するものとする。
- ③費用は全て事業者側の負担とする。
- ④用意したサンプルはプレゼンテーション当日持ち帰ること。

7 選定方法

(1)審査員

検討委員会委員 計8名

(2)審査

審査は、検討委員会が企画提案書等に記載された内容(サンプル含む)及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、別紙の審査基準に基づき審査する。審査の結果、各審査委員の 得点の平均点が最も高い事業者を作製メーカーとする。

平均点が最も高い事業者が複数あった場合は、その事業者の中で、各審査委員による決選投票を行い、メーカーを決定する。

応募事業者が1者の場合は、上記と同様に審査をし、各審査員の得点の平均点が60点以上の得点を最低基準とし、これを満たせば作製メーカーとする。なお、応募事業者が1社だった場合であっても、同様の審査を行い、最低基準を満たさない場合には、選定しない。

(3) 結果の通知

審査の結果は、本プロポーザルに参加した全事業者に対し、令和7年10月初旬に書面で通知する。

なお、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申し立ては 一切受け付けないものとする。

8 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成30年告示第349号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 国・県又は他の地方公共団体から、参加表明日において指名停止を受けてないこと。
- (4) 国税・都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (5) 越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成9年告示第8号)に 基づく指名除外措置期間中の者でないこと。
- (6)役員等が市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7)役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (10) 令和7年4月新入生における体育着・ジャージの販売日に遅延がなかったこと。

9 その他

- (1)作製メーカー決定後のスケジュール等については、そのメーカーと別途定める。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3)提出書類等に虚偽のあることが判明した場合は、選定の決定を取り消すことがある。
- (4) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は、選定対象から除外する。
- (5) 採用されたデザインに関する権利は、学校に帰属もしくは譲渡する。 (最終決定したデザインについては見本サンプルと仕様書を学校に提出すること)
- (6)作製メーカーは、当該事業で知り得た個人情報を、当該事業以外に使用し、又は第三者に 提供してはならない。また、この事業が終了した後においても同様とする。
- (7) 書面による事前の承諾なくして、業務を第三者へ委託(請負その他これに類する行為を含む。)することはできない。
- (8) 当該事業において、作製メーカーによる不適切な対応により川柳中学校に損害が生じた場合は、作製メーカーは、その生じた損害を賠償しなければならない。賠償額の算定、賠償 方法等については、協議し別に定めるものとする。
- (9) 販売後の製品に関する諸問題及び転入生等に対する製品の準備には、誠意を持って対応すること。
- (10) その他定めのない事項は双方協議して別に定めるものとする。
- (11) 販売にあたっては、販売店に対して販売価格の統一を求める等、独占禁止法に抵触する行 為を行わないこと。

10 関連資料

- ・参考1 小中一貫校設立に向けた学園構想
- ・参考2 川柳中学校の所在地
- ・中学校の学用品についてのアンケート調査結果

【問い合わせ先】

越谷市教育委員会学校教育部 学務課小中一貫校整備室 担当 平林 渉 電話 048-940-8609

川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザル 質問書

令和 年 月 日

川柳中学校学用品検討委員会 委員長 様

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

印

川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザルに係る、次の項目について質問いたします。

件名	
実施要項等の	
該当箇所	
内容	

注意事項

- 1 質問が複数ある場合は、上記質問欄を、下に挿入して作成すること。
- 2 質問が無い場合は、質問書を提出する必要はない。

担当者 所 属

氏 名

電 話

Eメール

川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザル 参加表明書

令和 年 月 日

川柳中学校学用品検討委員会 委員長 様

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

印

下記の事業について、プレゼンテーションへ参加することを表明します。

なお、「川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザル実施要項」に掲げる参加資格要件を全て満たしていること、添付資料及び記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事業名 川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザル
- 2 添付資料 企業概要(任意様式、パンフレット等) 1部

【担当者連絡先】

郵便番号	
所 在 地	
所属部署	
職氏名	
電話番号	
Eメール	

【審査基準】

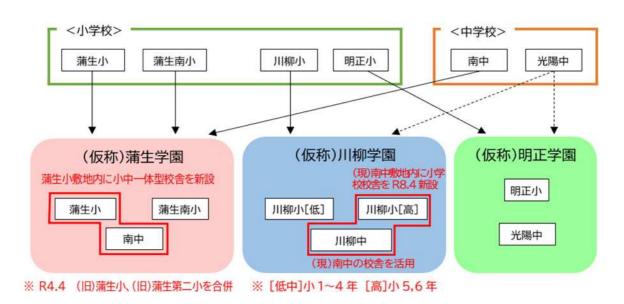
審査項目	配点	審査の視点
方針1 機能性が高いもの		・ストレッチ性が高く、軽量で運動のしやすさに
を積極的に採用する	15	配慮した提案がなされているか。
		・暑さ・寒さに対する快適性や着やすさや着心地
		に配慮した提案がなされているか。
方針2 耐久性が高いもの		・3年間の着用に耐えうるような提案がなされて
を積極的に採用する	15	いるか。
		・成長設計を見込んだ提案がなされているか。
方針3 価格が安いものを	15	・従来の体育着・ジャージの価格を考慮しつつ、
積極的に採用する	10	保護者負担に配慮した提案がなされているか。
方針4 素材・品質は現代		・肌にやさしい素材や工夫がされた仕上がり等の
の子どもたちに合ったもの	15	提案がなされているか。
を積極的に採用する		・肌着、下着が透けにくい素材・品質の提案がな
		されているか。
方針5 デザインについて		・方針1~4を満たしつつ、アンケート結果等を
は、1~4を満たすことが	15	踏まえた提案がなされているか。
できるものとする		
提案力、協力関係の構築	15	・作製メーカーとして、検討委員会に参加し仕様
		作成に協力することができるか。
		・関係小中学校の児童生徒やその保護者等への情
		報提供や情報収集に積極的に協力できるか。
		・お披露目会にあたり、児童生徒を関わらせるよ
		うな企画提案ができるか。
		・体育着・ジャージの仕様決定後に販売店の説明
		会への対応に協力できるか。
実績		・作製メーカーとしての実績は十分か。
	10	・体育着・ジャージの製造や納品は遅滞なく行わ
		れてきたか。
計	100	

項目	評価の視点	評価	評価	コメント (良いと思った点、懸念点等評価の根拠)
方針1 機能性が高いものを積極的に採用 する	・ストレッチ性が高く、軽量で運動のしやすさに配慮した提案がなされているか。 ・暑さ・寒さに対する快適性や着やすさや着心地 に配慮した提案がなされているか。	A(15点):特に優れた提案がなされている B(10点):優れた提案がなされている C(6点):やや優れた提案がなされている D(1点):優れた提案はない		
方針2 耐久性が高いものを積極的に採用 する	・3年間の着用に耐えうるような提案がなされてい るか。 ・成長設計を見込んだ提案がなされているか。	A (15点):特に優れた提案がなされている B (10点):優れた提案がなされている C (6点):やや優れた提案がなされている D (1点):優れた提案はない		
方針3 価格が安いものを積極的に採用する	・従来の体育着・ジャージの価格を考慮しつつ、保 護者負担に配慮した提案がなされているか。	A(15点):特に優れた提案がなされている B(10点):優れた提案がなされている C(6点):やや優れた提案がなされている D(1点):優れた提案はない		
方針4 素材・品質は現代の子どもたちに 合ったものを積極的に採用する	・肌にやさしい素材や工夫がされた仕上がり等の提案がなされているか。・肌着、下着が透けにくい素材・品質の提案がなされているか。	A (15点):特に優れた提案がなされている B (10点):優れた提案がなされている C (6点):やや優れた提案がなされている D (1点):優れた提案はない		
方針5 デザインについては、1〜4を満 たすことができるものとする	・方針1〜4を満たしつつ、アンケート結果等を踏 まえた提案がなされているか。	A(15点):特に優れた提案がなされている B(10点):優れた提案がなされている C(6点):やや優れた提案がなされている D(1点):優れた提案はない		
提案力、協力関係の構築	 ・作製メーカーとして、検討委員会に参加し仕様作成に協力することができるか。 ・関係小中学校の児童生徒やその保護者等への情報提供や情報収集に積極的に協力できるか。 ・お披露目会にあたり、児童生徒を関わらせるような企画提案ができるか。 ・体育着・ジャージの仕様決定後に販売店の説明会への対応に協力できるか。 	A(15点):特に優れた提案がなされている B(10点):優れた提案がなされている C(6点):やや優れた提案がなされている D(1点):優れた提案はない		
実績	・作製メーカーとしての実績は十分か。 ・体育着・ジャージの製造や納品は遅滞なく行われ てきたか。	A (10点):特に優れた提案がなされている B (7点):優れた提案がなされている C (4点):やや優れた提案がなされている D (1点):優れた提案はない		

評価者氏名

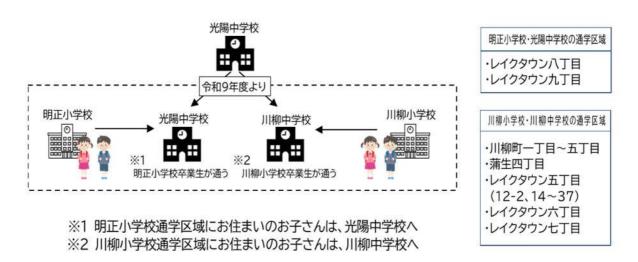
〈参考1 小中一貫校設立に向けた学園構想〉

小中一貫教育のさらなる推進に向け、小中一貫校を市内で初めて設立する構想であり、令和9年度には小学校4校・中学校3校が3つの小中一貫校として新たなスタートを迎えます。



なお、川柳中学校は下図の通り光陽中学校から分離する形で、令和9年4月に開校します。 令和8年度に光陽中学校に通う生徒(1,2年生)の中で、明正小学校通学区域に居住する生徒は、令和9年度以降も光陽中学校に引き続き通学し、川柳小学校通学区域に居住する生徒は、令和9年度からは川柳中学校に通学することとなります。

※中学校選択制を利用し通学区域外から光陽中学校に通学している生徒は分離後も光陽中学校に 通学



〈参考2 川柳中学校の所在地〉

令和9年4月に現在の蒲生小敷地内に、施設一体型の小中一貫校となる(仮称)蒲生学園が開校することに伴い、南中学校の生徒が新校舎に移動します。現在の南中学校の校舎を活用し、川柳中学校を開校することとなります。所在地は「越谷市川柳町1-198」です。

